

【コメント】

ローマ皇帝権力の本質と変容

南川 高志

京都大学

私の専門領域は、井上浩一教授が報告されたビザンツ帝国の元となったローマ帝国、とくにその最盛期である紀元1世紀から3世紀にかけての帝国の歴史である。

この時代のローマ帝国は、ビザンツ帝国との間に、皇帝権力に関して大きな違いが2つあった。その一つは、紀元1世紀から3世紀にかけてのローマにおける皇帝政治が「元首政」(Principatus)と呼ばれ、共和政の伝統をふまえて、皇帝は元老院の第一人者(Princeps Senatus)であり決して専制的ではなかったと一般に理解されていること、いま一つは、キリスト教がまだ皇帝政治にかかわるイデオロギーとしては成長していなかったこと、である。井上報告では、ビザンツ帝国の皇帝権力は無制限の権力を行使できる専制的なものであったという学説と並んで、ビザンツ皇帝はその選挙権者である「民衆・元老院・軍隊」によって改廃される、制約を受ける存在であり、皇帝権力は一種の「選挙君主制」のごときのものであったという考え方が紹介された。このうち、後者の考え方は、端的にいえばビザンツ帝国の皇帝権力はローマの元首政の復活である、という見方なのである。この考え方は、とくにビザンツ帝国史研究の大家ベック(Hans-Georg Beck)の説であるといつてよいであろう。

ところで、皇帝を制約する「書かれざる憲法」がビザンツ帝国に存在したというこの魅力的な説を、そのモデルになったローマ元首政時代の皇帝についてあてはめてみるとどうなるであろうか。たしかに、元首政の時代でも、新しく皇帝となった者は即位に際して元老院の承認を得、首都民衆や軍隊の歓呼を受けた。しかし、これは皇帝決定後の完全な「儀礼」に過ぎない。肝心の皇帝の決定に当たり、日本語の「選挙」という言葉が示すような手続きは全くなかったのである。ローマ人は法の民として有名であるが、その彼らも皇帝位の継承に関わる法律を定めることはしなかった。そのため、皇帝権は常に権力闘争、あるいは武力闘争の結果誰かに勝ち取られることによってその所在が定まったのであって、民衆はもちろんのこと、エリート集団である元老院の議員たち(senatores)の間でも「選挙」されたことなどない。しばしば見られた父から子へ、兄から弟へ、あるいは養子縁組に基づく「世襲」のケースでも、史実を子細に検討すると、血のつながりだけではなく、帝位を望む者は帝国統治を実際に担う元老院議員たちを党派として組織化せねばならなかったことが判明する。

いままし具体的に述べておこう。初代皇帝アウグストゥスと第2代皇帝ティベリウスの間には、血のつながりはなかったが、アウグストゥスの生前にティベリウスは「養子」とされて後継者の地位を確保していた。以後の元首政時代に皇帝位継承に際しては、実際の親子関係、兄弟関係以外に、この「養子」という擬制的な親子関係が数多く設定されており、皇帝位の継承に当たって「血のカリスマ」が必要とされたことを明示している。

にもかかわらず、そのような擬制を設定しても、権力の継承がうまくゆかなかったケースや、継承できても重大な障害を抱えることになった例が多く見られる。例えば、「暴君」ネロ死後の69年に皇帝として元老院の承認を受けた老皇帝ガルバは、若い貴族のピソを養子にし後継者とするとして発表した。これに反発したオトーに扇動された軍隊の手で、ガルバはピソとともにあっけなく破滅した。ピソを養子にすることは、ガルバに何の力も与えなかったわけである。96年に、「暴君」ドミティアヌスの暗殺後に擁立されて皇帝となったネルウァも、先帝を思慕する近衛隊や先帝時代の有力元老院議員たちの圧力でその政権はたちまち危機に瀕したが、懸命にもネルウァは、若くて力を持たぬ貴族ではなく、中年の実力者で属州に大軍を擁したトラヤヌスを養子にすると発表し、難を逃れた。ネルウァとトラヤヌスの間には何の血縁関係もなかった。その養子とされたトラヤヌスは、実力者で強大な軍事力を有していたにもかかわらず、ネルウァの死後すぐに首都ローマに入ることはしなかった。おそらくネルウァを苦しめた先帝ドミティアヌス支持グループに対する政治的対抗措置をとって、自らの皇帝政治に支障がないように政治支配層を再編した上で、首都に入ろうとしたため、時間がかかったのである。さらに、そのトラヤヌスの跡を襲った皇帝ハドリアヌスは、トラヤヌスの死の際に養子とされたということで117年に即位したが、養子縁組の状況は不透明で周囲から疑われた。彼の登位は、具体的には麾下の軍隊の歓呼を受けたことよるものに過ぎなかった。そのため、即位直後に4人の高位の元老院議員が処刑される事件が生じるなど、今日「賢帝」と評されるハドリアヌスも、即位当初は前途に暗雲がたれ込めるような状態であった。これは、先帝トラヤヌスの親族とはいえ、先帝からとくに何の政治的配慮もなされなかったハドリアヌスが、未だ十分に政治支配層を固めきれず、出身地を同じくする一部の政治家たちの支持のみで帝位に就いたことによる政権の脆弱さゆえであった。

元首政時代には、親族関係にある一族の内から皇帝が出るのが一般的であった。すなわち「ユリウス＝クラウディウス朝」「フラウィウス朝」「アントニヌス朝」そして「セウェルス朝」といった「王朝」が形成されたのである。こうした王朝が交替する際の激しい武力衝突による新たな皇帝の決定はもちろんのこと、王朝内部での「静かな」皇帝位継承の時ですら、政治的暗闘なしでは済まされなかった。皇帝の決定に関わる実情からは、なんら「法的手続き」らしきものはみえないのである。勝ち取られた皇帝権を承認する儀礼的手続きは確かに存したが、こと元首政時代の最盛時に関しても、そのようなものは大きな意味を持たなかった。それは、当時の皇帝が、その強大な権力にもかかわらず、「元老院の第一人者」という立場に立っており、他の政治支配層の人々との間にそう大きな隔たりをもたなかったからである。

元老院は「皇帝」を選ぶ権利を意識していたが、それが虚しいもので、実質的には軍事力によって皇帝は定まるのが「帝権の秘密」だと、すでに1世紀の内乱の記述にあたってローマ人歴史家タキトゥスが暴露している。イタリアの外で皇帝に擁立された者は、首都で元老院の承認を得、民衆の歓呼を受けることを目指したけれども、それをしなければ皇帝ではないという観念があったとは思われず、実際のちになると、侵入する異民族に対抗するために皇帝がイタリアにまったく来ることができない事態が到来する。

いずれにしても、ローマ元首政時代の皇帝決定に当たって、「選挙君主制」という表現は、

実態に合わない表現だということになる。しかし、かといってこの時代のローマ国家に選挙がなかったわけではない。共和政時代ほどではないにしても、この帝政前期において国家最高の公職である執政官(*consul*)等は投票がなされ、選挙に際しては推薦演説や選挙運動も熱心になされていたのである。ところが、皇帝なる存在は、公職に実際に就任しなくとも最高公職者の権限を常に持つ存在であったのであり、「選挙」といった法的な定めにはそぐわない権力者であった。ただし、皇帝は「非法律的な」(*illegal*)存在というのではない。皇帝は法律の外に存在するローマ社会特有の「保護=被保護関係」の頂点に立ち、領内の全住民と全軍隊のパトロンという存在なのであった。すなわち、「法律外的な」(*extra-legal*)存在なのである。これが、20世紀中頃までに出来上がったローマ皇帝権力に関する社会史的解釈といってよいものである。

こうした「保護=被保護関係」を基軸におく考え方は、今後再考する必要があるかもしれない。というのも、このローマ社会特有のパトロネジ関係に即してローマ皇帝権力を定義しようとする考え方は、皇帝政治成立以前の共和政時代の政治や社会について、このパトロネジ関係が決定的な力を持っていたという学説の延長上にあるからである。この学説はドイツの学者マティアス・ゲルツァーの1912年の画期的論文によって唱えられ、長らく通説の地位を占めてきた。しかし、1980年代からイギリスの学者ファーガス・ミラーが批判的研究を次々と発表して、ローマ共和政、とくにその末期では、パトロネジによってすべてが決定されたのではなく、有力者といえども民会や集会に集う民衆を弁論で説得せねばならなかったことを明らかにし、これによって貴族による寡頭政治から一種の民主政へとローマ共和政のイメージは大きく変わってしまった。その後、このミラーの学説に対する賛成と反対の両方の見解が表明され、定説が形成されぬまま今日に至っているが、少なくとも従来のように、すべてをパトロネジに還元して説明することができなくなったことだけは確かである。その影響で、ローマ皇帝を「最高にして最大のパトロン」と定義することも再考を要するようになったわけである。

さて、元首政期のローマ皇帝は、イタリアの外の領土、すなわち属州を統治する最高公職者執政官相当の命令権(*imperium proconsulare*)、執政官の命令権(*imperium consulare*)、そして民衆を公職者の権力から守り、その身体は神聖にして不可侵とされた護民官の権限(*tribunicia potestas*)、以上の3法的権力を元老院から与えられた、「法的存在」であったと一部の学者は強調したが、これらの3権を同時に、かつ常時保持するという点で、共和政以来の国制の伝統をローマ皇帝は超越していた。そして、紀元1世紀から3世紀に向かって、この皇帝権力はいっそう伝統的な法や法慣習に縛られないようになると一般に説明されてもいる。「法から解き放たれる」とは、ラテン語でいえば*ab legibus solutus est*で、よく知られている「絶対的な」という意味の英語の単語(*absolute*)の語源であるが、要するに、元首政時代の後半になるにつれて、ローマ皇帝権力は次第に専制化・絶対化していったというわけである。これが、後期ローマ帝国時代の「専制君主政」(*Dominatus*)への移行であり、専制的なビザンツ帝国皇帝権力の始まりとされてきた。つまり、井上報告で指摘された皇帝権力の2つの解釈、すなわち「無制限の専制君主」と「選挙君主制のような制約を受ける権力」は、ローマの場合、後者から次第に前者へと移行していったと見ることができる。

ところで、本セッションのテーマは「王権と儀礼」であるが、この観点に立って眺めるならば、今述べたようなローマ皇帝権力の変化は、専制化するにつれて皇帝権力が多くの儀礼をともなうようになった点で注目されよう。元首政時代の初期に比べて、その後半になると、皇帝の権威を高める儀礼や宗教的行為が増えてきているのである。

元首政時代の皇帝をめぐる儀礼としては、即位時の歓呼を受けること以外に、娯楽の場である円形闘技場や劇場などで民衆から歓呼を受けたり、戦争の勝利を祝う凱旋式でのパフォーマンスが思い浮かぶが、それらは皇帝政治出現以前の共和政時代にも類似のものが存在したので、皇帝権力の成立や成長と直結させることは適当ではなかろう。総じて、ローマの元首政が充分機能し、帝国が繁栄した時代には皇帝をめぐる儀礼は少ない、と私は見ている。

ところが、混乱の時代である3世紀になると、様子が変わってくる。例えば、皇帝への呼びかけに「我らの主人」という意味をもったものが頻繁に現れ、皇帝の家にも「神聖な」(sacer)という形容詞が付くようになる。また、皇帝に「不敗の」(Invictus)などという称号が追加されるようになり、皇帝礼拝が強化されるようになる。その行き着いたところに、「ペルシア王の流儀」の導入がなされるようになった。3世紀末に混乱した帝国を再び統一して帝国を再建したディオクレティアヌスという皇帝が「異国の儀礼」を持ち込んだと史料的には語られているが、これが後のビザンツ帝国でなされる儀礼の最初の導入というわけである。

今日でも有力な学説によると、ディオクレティアヌス以降、ローマ皇帝に拝謁する者は、跪いて皇帝の衣の端に唇を触れる跪拝礼(Proskynesis)をすることになり、これが初期のビザンツ帝国のユスティニアヌス帝以降、全身平伏と皇帝の足への口吻へと進む。もはや「元老院の同等者の中の第一人者」とはいえない存在へと皇帝は変化してしまった、というわけである。

儀礼の導入は多方面におよび、またさまざまな様相を見せている。ここで一つ例を挙げておこう。元首政時代のローマでは、皇帝はあくまでも帝国政治担当階層である元老院議員の中の第一人者であって、決していわゆる「現人神」ではなかった。皇帝が生きているうちから神扱いされることは、帝国東方諸都市が「ギリシア的東方的伝統に従って」勝手にそのような扱いをしたこと、ごく稀な皇帝が自身を神と呼んでみたことを例外とすれば、まったくなかったのである。しかし、かのユリウス・カエサルから、死後国家神の列に加える「神格化」は始まっていた。皇帝は存命中、刑事訴追を受けなかったが、死亡すると、ドイツの大学者テオドール・モムゼンが「死後裁判」(Totengericht)と呼んだように、元老院によって生前の行為の善悪を判断され、善帝と認められれば神格化されて国家神の列に加えられたが、一方で、悪帝、暴君と判断されれば、その統治行為や存在の記憶すら抹消されたのであった。善帝とされた場合、神格化の手続がとられるが、紀元1世紀のうちは元老院会議で議員の一人が亡き皇帝の「昇天」を証言すればよかった。例えば、初代皇帝アウグストゥスが死んで火葬による公葬が済んだ後、元老院会議で元老院議員、ヌメリウス・アッティクスがアウグストゥスが昇天するのを見たこと証言し、元老院は国家神の列に加えることを決定したのである。しかし、2世紀にはいると、実際の遺体の葬儀とは別に、蠟人形を使った華美な葬儀がおこなわれ、亡き皇帝に似せた蠟人形を大きな槽においてそれに点火し、槽が燃え落ちる瞬間に、国家の象徴の鳥であるワシを飛ばすという手の込んだ二度目の葬儀をするようになる。儀式的遺体は蠟人形であるため、

跡に何も残らない、ラテン語のオッシレギウム(ossilegium)、つまり「骨拾い」が要らないわけである。あとに何も残らないことが皇帝の昇天を意味した。もう神格化のための議員の証言も不要になってゆく。「同等者」である元老院議員の「証言」に「儀礼」が取って代わったのである。

こうした皇帝権力の周辺への儀礼の導入を、学界は従来、ローマ帝国の「東方化」とか、ローマにおける「東方的な」専制君主政治の成立、と評してきた。かような解釈は、ヨーロッパ人の学者たちが創造した、いわゆるオリエンタリズム(Orientalism)の産物であるということができよう。しかし、実際に1世紀や2世紀の皇帝権力と3世紀のそれとは実態が異なっていることも確かで、皇帝の地位やその性格が、彼を取り囲む周囲の者たちから次第に隔絶したものになっていったことは、乏しい史料状況ではあるが、現在でも認められよう。では、多くの儀礼をとまなう「神聖な」皇帝が生まれていったのはなぜか。このきわめて重大な問題は、変化の時代である紀元3世紀のあらゆる側面から考察されなければならない課題であり、実際に多くの研究成果が積み上げられてはいる。ただ、政治、軍事、そしてイデオロギーや宗教など、それぞれの領域で有意義な説明が試みられているものの、社会の変化をも見据えた総合的な説明が達成されているようにはみえない。私も、現在の段階では十分な解答が出せないが、一つの考えとして次のような見方が許されるのではと考える。

紀元1世紀から2世紀にかけての、ローマ帝国最盛期の皇帝政治は、皇帝が同等者である元老院議員たちに支えられて帝国統治をおこなうものであり、ローマ帝国の「帝国貴族」といってよい人々、すなわち元老院議員身分(*ordo senatorius*)と第2の支配層である騎士身分(*ordo equester*)の上層とに立脚した体制であったと私は考えている。この帝国貴族は、豊かな土地所有者で、出自は様々であるものの、政治・軍事を担当するとともに、貴族的な生活様式を実践することで自らが帝国統治者にふさわしい権威を有することを示そうとした人々であった。彼らは首都や出身地である都市共同体に贈与・恩恵を施して福祉に貢献したり、同じ階層の人々との間で文芸や書簡のやりとりでもって交際するなど、文学的営為に励んだのである。美しい言葉で語り美文を綴るに必要な「修辞学」の知識は、彼らにとって大切なエリートの証であった。ところが3世紀の中頃から、つまり一般に「軍人皇帝」の時代と呼ばれる頃になると、帝国の軍事的危機の中で、国境地帯で国家を守る軍隊が自らの司令官を皇帝として擁立するようになり、帝国辺境出身のたたき上げの軍人が皇帝となってゆき、それまでの帝国貴族たちから皇帝政治が遊離するようになっていった。皇帝自身だけでなく、帝国の政治・軍事を担う者たちも、おおむね「修辞学」とは縁の薄い人々になった。この体制を極限まで押し進め、元老院議員たちを帝国統治から排除して、皇帝直属の軍事色の強い騎士身分の者を政治・軍事に投入したのが、あの「異国の儀礼」を導入したディオクレティアヌスだったのである。しかし、伝統的な帝国貴族に立脚せず、軍隊というむき出しの暴力に支えられた皇帝には、支配を正当化するために権威が必要となった。そこで、自らの権威の確立のために儀礼を導入した、と見るのである。

この小論は、私の見解をさらに詳細に論ずるには相応しいところではないので、これ以上は立ち入らない。最後に、ビザンツとローマの皇帝権力と儀礼について考察する際に、否、より

広く、洋の東西を問わず君主権力と儀礼について考察する際に注意すべきと思われることを一点指摘しておきたい。それは、儀礼が多く持ち込まれ「絶対化した」君主について考察する際の注意である。多くの儀礼に包まれた後期ローマ帝国時代の皇帝は、「法に縛られない」絶対的な権力者であったといわれるが、実は数々の儀礼に囲まれた存在であったがために、皇帝自身が実質的な権力を行使できていたかは疑問なのである。皇帝が次第に政治支配層の面々から高く遠いところに置かれるにしたがい、実質的に権力を保持し、行使するようになったのは、皇帝のそばの、儀礼を司る者たちだった可能性が高いのである。そのため、皇帝という存在を真に理解するためには、彼とその周辺の人々を日常生活のレヴェルから吟味し、実質的にどの程度の「権力」を行使できたのか確かめるといった基礎的な作業を経る必要があると思われるが、少なくともローマ帝国史においてはその課題はまだ充分行われていないような気がする。総じて、皇帝、そして帝国を理解する研究は、無限に課題のある、しかしそれだけやりがいのある貴重な作業なのである。

※ 本稿で論じた元首政時代のローマ皇帝に関する議論は、下記の書物や論文において公表した私の研究の成果に基づいている。

『ローマ皇帝とその時代——元首政期ローマ帝国政治史の研究——』創文社、1995年

『ローマ五賢帝——「輝ける世紀」の虚像と実像——』講談社現代新書、1998年

「ローマ皇帝政治の進展と貴族社会」『岩波講座世界歴史4』所収、岩波書店、1998年